

(仮称) 都市計画道路神立東停車場線概略設計業務委託特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、市単都計委第6号 (仮称) 都市計画道路神立東停車場線概略設計業務委託に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県設計業務等共通仕様書を補完する。

(目的)

第2条 本業務は、神立駅東口から市道Ⅰ級42号線を結ぶ道路(仮称)都市計画道路神立東停車場線の都市計画決定に向け、最適路線を選定することを目的とする。

(履行場所)

第3条 履行場所は、土浦市神立東一丁目地内(別添位置図のとおり)とする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、令和9年3月19日とする。

(業務内容)

第5条 業務内容は、以下の点を留意すること。

(1) 設計計画

受託者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受託者は、設計図書に示す予定路線の当該計画地域における地形、地質、地物、植生、用排水、土地利用状況および文化財の把握・確認を行うものとする。なお、現地調査(測量、地質調査、交通量調査)を必要とする場合は、受託者は、その理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 路線選定

受託者は、当該地域の自然、社会的条件ならびにコントロール物件を考慮し、設計条件に適合した可能と思われる比較3案の路線を選定するものとする。路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は主要構造物(トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土構造物等)ならびに連絡等施設を考慮して計画するものとする。これを監督員と協議の上、最適路線を選定するものとする。

(4) 平面・縦断設計（交差点設計）

平面・縦断設計は、交差点形状について、交差点間隔、平面交差点付近の線形(視距、曲線半径、縦断線形等)など、主に幾何構造上について検討を行うものである。その縮尺は、平面図(1/500)縦断図(V=1/100、H=1/200~1/500)を標準とする。

(5) 交差点容量・路面表示（交差点設計）

交差点容量は、交通量関係の資料などを参考に検討する。また、路面表示については、変速車道部、右・左折部の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡などの検討も行うものとする。

(6) 設計図

受託者は、以下の設計図面を作成するものとする。

①平面図（概略設計）

地形図に当該地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因を明示し、路線(曲線要素)、主要構造物、連絡等施設ならびに縦断線形要素を記入するものとする。

②平面図（交差点設計）

平面図は、交差点部の滞留長、変速車線部、右・左折部、横断歩道、停止線、矢印など路面表示を含めて平面図に記入する。

③縦断図（概略設計）

地形図の縮尺 1/2,500 に対し、横 1/2,500、縦 1/250 を各々標準とし図面に、交差道路、鉄道、河川等の名称を記入し、主要構造物(トンネル、橋梁、函渠)について寸法、形状、形式が判るように明示する。計画高は地形図の 1/2,500 に対し 50m毎、ならびに主要点に対し、明記するものとする。また、監督員の指示により比較線を、記入するものとする。

④縦断図（交差点設計）

縦断面図は、測点および変化点毎に、縦断勾配、計画高さ、交差道路、道路横断構造物を記入する。

⑤横断図（概略設計）

縦断計画を行った同一点及び地形の変化点について、横断図を作成する。この時、路面の片勾配は考慮しないものとする。横断図の縮尺は、地形図の 1/2,500 に対し、1/250(もしくは1/200)を標準とする。

(7) 関係機関との協議資料作成

受託者は、関係機関との協議用資料の作成を行うものとする。

(8) 概算工事費

受託者は、比較案それぞれに対し、概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(9) 照査

照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- ① 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ② 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。
- ③ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ④ 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受託者は、設計業務の成果として、以下を作成するものとする。

① 設計業務成果概要書

計画の経緯、計画地域の現況及び将来計画、計画条件検討経緯及びその結果、当該計画地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因の説明、比較路線の選定経緯と最適路線の計画概要及び今後の課題を的確に解説したものとする。

- ② 設計図面
- ③ 概算工事費
- ④ 現地踏査結果
- ⑤ 参考資料（設計の根拠となった資料等）
- ⑥ その他（監督員から指示があったもの）

(貸与資料)

第6条 この業務における委託者が受託者に貸与する資料は以下を標準とする。

- ①地形図（1/2500）
- ②地質調査成果一式
- ③交通量関係の資料
- ④その他道路関係資料

(打合せ協議)

第7条 この業務における打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ（3回）、成果物納品時とし、管理技術者が立会うこと。

2 打合せ記録簿は、その都度、監督員に提出すること。

(土地への立入又は一時使用)

第8条 受託者は、作業実施に当たり道路法第66条を遵守すること。

2 裏面に道路法第66条を記した身分証明書を携帯すること。

3 前項の身分証明書は発注者が発行する。

4 土地への立入時期については、立入前に必ず発注者と協議をすること。

(電子納品対象業務)

第9条 本業務は、電子納品対象業務とする。

2 電子納品の実施内容は以下のとおりとし、その詳細については「茨城県電子納品ガイドライン」を参照すること。

3 電子納品の対象とする成果品の作成及び納品については、「茨城県電子納品ガイドライン」(P35～38「2-3-9 電子納品保管管理システムへの登録」)((一財)茨城県建設技術公社への登録)については一時運用停止)及び「測量成果電子納品要領(案)」に基づくこと。また、対象に写真帳、CAD 図面を含む場合には、それぞれ「デジタル写真管理情報基準(案)」、「CAD 製図基準(案)」に基づき作成すること。

ただし、監督員から指示があった場合は、その指示に従うこと。

4 成果品の提出は、電子媒体 CD-R 2 部、製本 1 部とし、電子媒体は 2 部を監督員に提出するものとする。

5 電子化されたものを含めた成果品については、公共事業の円滑な執行を目的に、関係者(工事業者や建設コンサルタント等)に貸与することがある。

(業務実績情報システム（以下「テクリス」という）への登録)

第10条 本業務は、テクリスの登録対象業務であるので、テクリスへの登録を行うこと。また、登録内容確認書を監督員に提出すること。

(成果品等の手直し)

第11条 受託者は、業務完了後も成果品に修正が必要と認められた場合は、受託者の責任において、修正、補足その他の措置を行うこと。

(個人情報等の取り扱いについて)

第 12 条 当業務における個人情報等の取り扱いについては、業務委託契約書のとおり実施すること。

2 業務着手前に「個人情報の安全管理措置の実施に関する報告書」を作成し、監督員に提出すること。

(その他)

第 13 条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。